

下水道法及び宇土市下水道条例に基づく下水排除基準

平成27年10月21日現在

対象者		特定事業場		特定事業場以外	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
		許容限度	許容限度	許容限度	許容限度
下水道管渠等に損傷を与える下水	温度	45℃未満	—	45℃未満	—
	水素イオン濃度(pH)	5～9	5～11	5～9	5～11
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
	浮遊物質濃度(SS)	600	—	600	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5	20	5	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30	—	30	—
	よう素消費量	220	—	220	—
放流水の水質を基準に適合させることを困難にする下水	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	1	1	1	1
	有機りん化合物	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びその化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
	1・2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
	1・1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
	1・1・1-トリクロロエタン	3	3	3	3
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
	1・3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10	10	10	10
	ふっ素及びその化合物	8	8	8	8
	1・4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
	フェノール類	5	—	5	—
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
クロム及びその化合物	2	2	2	2	
ダイオキシン類	10pg/ℓ	10pg/ℓ	10pg/ℓ	10pg/ℓ	

- ① 単位の記載がない場合はmg/ℓとする。
- ② []部分は基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合、直ちに罰せられます。
- ③ それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除害施設等(前処理施設)を設置する義務があります。